

郵政民営化委員会（第287回）議事録

日 時：令和7年6月23日（月）13:30～16:10

場 所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）

出席者：山内委員長、関口委員長代理、甲田委員、佐藤委員、横前委員
（敬称略）

日本郵政株式会社 飯田常務執行役、

山中DX戦略部データガバナンス室長、野水経営企画部付部長

日本郵便株式会社 五味執行役員、竹中地域共創事業部長

○山内委員長 それでは、ただいまより「郵政民営化委員会」第287回を開催いたします。

本日は、委員5名中5名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の資料には、一部、委員限りのものがございますので、その点、御注意をいただいているということではありますが、そこに含まれている数値その他の内容は非公表というものであります。資料の取扱いには十分に注意していただくようお願いいたします。

まず「点呼業務不備事案に関する行政処分及び日本郵便株式会社の対応について」を日本郵便株式会社より御説明いただきまして、質疑を行いたいというふうに思います。

それでは、全体で20分程度で御説明をよろしくお願いいたします。

○五味執行役員 日本郵便の五味でございます。本日はよろしくお願いいたします。

まずもって、この点呼業務の不備事案という関係では、委員の先生方はじめ、関係の皆様は御心配、御迷惑をおかけしまして誠に申し訳ございません。

本日、この点呼業務の不備事案に関しての現時点での対応というところについて御報告させていただきたいと思います。

こちらの資料で添付していますのは、6月17日、先週になりますけれども、当社において会見をさせていただいたときに用いた資料を基に作成してございますけれども、こちらに沿って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、経緯でございますけれども、4月23日に、これも御案内のとおりで、大きく報道もされていましてけれども、点呼業務執行状況の調査結果とか、原因分析、再発防止策について公表させていただきました。これを受けまして、翌々日からになりますけれども、4月25日から全国の運輸局から郵便局に対して特別監査ということで実施がされました。こちらについては、我々も全面的に協力をさせていただいてきたところです。こちらの特別監査の状況を受けてということになりますけれども、6月5日になりますけれども、国土交通省のほうから、当社に対して一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分に関する聴聞通知ということで受領させていただきました。聴聞日というところで、そこで通知されたのが6月18日だったということもございまして、それに先立って、6月17日、先週になりますけれども、日本郵便といたしまして、こちらの行政処分については受け入れることとさせていただきまして、国土交通省宛てに報告したというのが一連の経緯でございます。

行政処分内容でございますけれども、こちらについては、一般貨物自動車運送事業ということで使用している1 t以上の車両。これが我々は2,500台ほど、全国の330ぐらいの郵便局で使用しているものですが、こちらについて使用できなくなるという形になります。

別紙ということで、1枚おめくりいただいて、別紙1ということで書かせていただいているネットワークの表がございますけれども、右下にありますとおり、日本郵便ではトラック、この約2,500台のほか、軽四輪の約3万台強とバイク約8万台強ということで持っているわけですが、このうち、今回のところでは、このトラックの部分というものが射程になってくるという形でございます。

これは、集配局は3,200局ほどありますけれども、これの中で主要なといいますか、比較的大きい300箇所ぐらいの郵便局で使用しているものでして、トラックといいますが、大型のトラックというよりは、日本郵便が持っていますのは、左側の表と併せ見ていただきたいと思いますのですが、いわゆる集配用途、お客様からの集荷とか、集配局と小規模な集配局を結ぶような運送。こういうようなところに用いているトラックというものが主でして、いわゆる車の大きさということだと、4 tとか、8 t、10 tというような大きなトラックではなくて、比較的、町なかを走っているような2 tのトラックとか、あるいはもっと小さい、ハイエースタイプの1 tと言われるようなトラック。こういうようなものが主ということになります。

続いて、別紙2の表ですが、こちらを御覧いただければと思いますが、この2,500台のトラック、一番右側の【参考】の全国計のところで2,500台ということになります。

これは月間の便数ということで換算しますと、全国計で11万8,000便強。これぐらいが便数ということで走っていることになります。

それを先ほどの業務別ということで分けてみますと、お客様からの集荷用途に使っているものが全体の6割強の6万6,000便ほど。一番右側になりますけれども、運送ということで、先ほど御紹介した集配局と小規模な集配局を結んでいるようなもの。これが4万便強というようなことで、配達やポストの取り集めなどでも使っているものはあるのですが、主には11万8,000便はこういうような用途で使っているということになります。

全国の支社別にも、少しばらつきといいますか、分布を載せさせていただいていますけれども、御覧いただきましても、地域ごとに濃淡があるような形、特にやはり距離の長いようなところに少し重点的に配備しているようなことがありまして、全国のところの分布で見ると、北海道とか九州とかが多いのかなというところの中で見ていただけるかなと思います。

これに対しまして、行政処分執行後はこちらの便数というものが、トラックが使えなくなるということですので、さらに1ページめくっていただいて、行政処分執行後のサービスの提供方法ということで書かせていただいています。トラックでの業務については、基本的には他の運送会社さんに委託を行う部分というものを基本に考えさせていただきな

ら、それが難しい場合に、自社に軽四車両、軽四輪の車両もありますので、こちらによる代替というようなものと組み合わせて行うことによって、行政処分後においても郵便・物流のサービス提供というものを維持してまいりたいというふうに考えてございます。

内訳のところを見ていただければと思いますが、郵政グループ外の他の運送会社への委託。こちらが一番多くて、34%ということになっています。もう一つ、右側になりますけれども、日本郵便輸送への委託の中で、日本郵便輸送を経由して郵政グループ外への再委託。こちら、経由するルートが違うだけで、基本的には同業他社さんといいますか、地場のトラック会社さんとか、あるいは大手のところの会社さんでも、佐川さんとか、今、お声がけしているのは西濃さんとか、福山通運さんとか、トナミ運輸さんとか、あるいはヤマトさんとか、こういうような会社さんにも御協力、御支援をいただくことで、全体で言うと34%足す23%の6割弱ということになりますけれども、こちらについてはグループ外の他社で委託をして行うということで、基本的にオペレーションの維持というものを図ってまいりたい。こういうふうに考えてございます。

1枚目の本文に戻っていただきまして、このような形で、2段落目のところの中では、もちろん、確実な点呼の実施というものを大前提としまして、日本郵便で行うものもありますけれども、基本的には他社さんの部分と組み合わせながら、自社のリソース、他社のリソースというものを組み合わせて、お客様に御迷惑をおかけすることのないようにということで、引き続き、サービスの提供ということについては万全を期してまいりたいと思っています。

3段落目になりますけれども、こちらは点呼適正化ということで、先ほども御紹介しましたけれども、この後、我々がこれだけの行政処分、事業許可の取消しという形の重い処分を受けたわけですので、引き続き、経緯をも含めて、事業を行っていくという部分においては、点呼を確実に実施していく。しっかり、その部分について血止めをしていくというところについては大前提だというふうに思っています。

こちらは再発防止策ということで、4月にも書かせていただいたとおりなのですが、行ったり来たりで恐縮ですが、別紙3というところを御覧いただければと思いますが、こちらは4月23日にも御紹介させていただいているとおりですが、点呼の適正実施、あるいは飲酒運転の根絶。こういうようなものに全力を尽くしていきたいということで、社長を中心とした経営層でも主体的にコミットメントして、しっかりリーダーシップの下で全社を動かしていくということで体制を組んで、再発防止策の展開を進めております。

一番大きいのは、やはり意識改革といいますか、こういうような法令遵守のところの意識というものが、個々に、あるいはそれを統括する管理職にも弱かった部分があるのだらうというふうに思っています、研修とか、あるいは理解がしっかり浸透が図られているかということの中での理解度テストとかスモールミーティング。こういうようなものを繰り返し実施することで、既に3巡目に入っていますけれども、こういうようなものを繰り

返しでやっていきたいというふうに思っています。

また、ガバナンスというところの中では、これをちゃんと適正に確認する部分が弱かったところがあるだろうということで、既に4月からは点呼実施場所をカメラに映る位置にということで、証拠を確実に残るようということの中でやってございますけれども、こちらをしっかりとやっていくというところと併せて、多層的に郵便局段階でも、また、チェックに入るモニタリングのタイミングでもしっかりと確認できるようにということの中でやってございます。また、本社・支社でそれをしっかりと仕組みが動いているかというところの確認の体制も取って、必要な会議とか意思疎通についてもやっているということでございます。

また、別紙3の裏面ですが、この3番のところにありますように、点呼の業務そのものが非常に紙媒体といいますか、人為的な要素で、アナログの形でやっておったということでございますので、デジタル点呼システムというものも入れまして、抜け・漏れとか改ざんとか、こういうようなものがないような形の仕組みというものを整えていこうということで、今、導入を進めています。今週から既に先行局のところの中では必要な機材・準備が整いますので、導入ということで動かしていきたいと思っています。

また、4番のところは、先ほども申し上げましたが、1線のモニタリングに加えて、全社的なガバナンスということの中で、2線の検査、3線の内部監査というところの中でもスリーラインディフェンスがしっかりと機能するようにということで、体制とかチェック項目というところについても併せて見直すことにしています。

こういう一連の取組を通じまして、点呼の確実な実施、再発防止ということにも取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、併せて、今回、6月17日に発表させていただきましたが、今回の事態に至った責任というところについては重く受け止めて、責任の所在・度合いを勘案しまして責任の明確化という観点で、社長以下、役員、取締役の処分についても併せて公表してございます。

いずれにいたしましても、このような事態を招いたこと、深く会社全体として重く受け止めて、反省をさせていただきまして、お客様にこれからも御心配をおかけしているのですけれども、こういったところが二度とないようにということで、再発防止に向けて全社一丸となって取り組むということと併せて、サービスの提供というところについては引き続き、社会インフラの一角ということもございまして、しっかり郵便・物流のサービスというところについては、オペレーションを確保して、サービスを維持してまいりたいというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明に対して、御意見、御質問があれば、皆さんの御発言をいただきたいと思います。まず、どなたかいらっしゃいますか。

甲田委員、どうぞ。

○甲田委員 御説明ありがとうございました。割と大きなインパクトのニュースだったなというふうに思っているのですけれども、まず、この行政処分に、他社への委託を行うということなのですから、財務的なインパクトというものは、いつぐらいまで、どの程度見込まれているのかというところを教えてください。

これだけのトラックが利用できないとなると、その運転に当たっていた人材の次の配置がどうなるのかというものを教えていただきたいのが2つ目です。

3つ目は、意識改革という話があったと思うのですけれども、意識の問題とすると、またヒューマンエラーが起こるので、デジタルの導入というようなところは適切だなというふうに思うのですけれども、今回、これだけの規模のことが見つかって、点呼に限らず、郵便事業の中でなされなければいけないことがなされていないのかどうかということ、これを機に見直す機会にされたらどうかなと思ひまして、それについてもお考えを教えてください。

以上です。

○五味執行役員 甲田先生、ありがとうございます。

まず1点目の財務インパクトの関係でございますけれども、こちらについては、今、まさにこの民営化委員会のところの中でも御審議いただいておりますけれども、我々は2期連続で郵便・物流の事業というところについては非常に厳しい決算が続いていまして、2025年度というものはこの辺りのところのインパクトを含めて、しっかり確認していかなければいけない。こういう時期だというふうに認識しています。それも含めて、今まで経営計画でお出ししている数字に、後発の事象というわけではないのですけれども、今回、この点呼の関係の事案も起こったということで、こちらの影響というところについては、しっかり定量的に、早急に把握して、お出ししていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、今の時点では主に2つぐらいインパクトがあるかなと思ひまして、一つは今回、今、先生からも御指摘ありましたけれども、委託に出して執行することでもありますので、今まで使えていたものが使えなくなるということに伴ってのコスト面でのインパクト。これは委託のところに出す、ある意味で言うところの便数に対して当座のオペレーションのところの中でかかる単価みたいなことになるかなと思ひているのですけれども、今、まさにこの単価の部分とか構成というところについては少し精査している最中ということですので、もう少し最終的なオペレーションの確定とかインパクトというところについては、定量的な数字をお示しするまでにはもう少しお時間をいただきたいと思ひているのですけれども、大きく言うと、便数掛ける単価みたいなところの中での委託料を含めた形でのコストアップというものが一つの要素になるのだろうというふうに思ひます。

もう一つは、報道発表以降、お客様にも相当インパクトを与えて御心配をおかけしているというところの中で、現に幾つかのお客様の中では、物流の取引とか、そういったとこ

ろの中で、取引関係そのものというものを差し止めたり、あるいは他社に乗り換えたりということの中でお客様のロストというのでしょうか。そういうような形のところのインパクトというものも一定程度起こっているところです。我々としてはもちろん、オペレーションを確保して、サービスも含めて維持していきますので、引き続き御利用いただけるようにということの中で、お客様対応についても、今、全力で当たっているところですが、やはりここの競争市場でもありますし、ネガティブな、ある意味でのインパクトといえますか、そういうようなものもありますので、この収入減の部分というものもインパクトの中では盛り込まなければいけないかなと。

この営業面でのインパクト、コスト面でのインパクトという部分を一定程度、規模感も含めて、少し早急に試算いたしまして、いずれにしても、会計監査やいろいろなところの中での対外的な説明というものが非常に求められる年度だということは認識していますので、この辺りは試算いたしまして、数字がはじけたタイミングでしっかり、この委員会も含めて御説明していくような感じにしたいなと思います。今はまだ、そういうことで言うと、作っている最中ということでございますので、具体的な数字というところについては一旦、御勘弁いただければありがたいなというふうに思います。

2点目の人材配置の部分でございますけれども、こちらは今、鋭意取り組んでいるところなのですが、多くの社員、この2,500台に当たる社員というものが、ざっくりといえますか、一部、曜日によって入って、別の業務と兼ねたりとか、いろいろな話はあるのですが、軽で言うと4,000人ぐらいのメンバーといえますか、社員が関わって、この2,500台のところの乗務に何らか関わっているというような形の人員がおります。こういった社員の部分については、基本的には同一の担務で、軽も含めてで運転していく。軽四輪も含めて、少し全体的には人材不足といえますか、そういうようなところもありますので、局間のところの移動や、大半が非正規の方が多いのですが、そういうような方々も含めて、基本的には軽の乗務とか、今のところの不足している同一の担務を含めてということの中でお願いしていくような形で、今、直ちに雇い止め云々というところについては考えてございません。

ただ、そういったところの中で、他担務を含めて、例えば内務の区分作業とか、そういうようなものも含めて、できるだけ今の仕事に合うようなということの中で、トラック自体は使えませんので、軽のところの乗務、あるいは軽の乗務もかなわないという場合には内務の業務とか、いろいろな形の業務というものをあっせんしていく中で、あるいは他局まで含めてあっせんしていく中で、ただ、どうしてもトラックに乗りたいとか、いろいろな形の御希望はありますので、ここには担務替えとか配置替えというところについても御相談しながらということになりますけれども、基本的には一人一人に対して丁寧に御説明していく中で、何かしら、この郵便局の業務、他担務についていただけるようにということの中で御説明していきたいなというふうに考えてございます。

3点目ですけれども、御指摘いただいたように、このデジタル化も含めて、業務プロセ

スそのものを変えるというところの中で、人手だけではなくて、それを起こさせないような形の仕組みにするところというものが重要だと思っていますので、こういうこと自体というものは進めていくのですが、おっしゃっていただいたように、点呼だけに限らず、この業務そのものが何かほかにもないのかという部分で、これは会社で点呼のところの対応に当たるものとは少し別のチームみたいなものを編成して、業務のところの再点検をしていく中で、この法令遵守のところの体制というものをもう一度総点検するような形のものについては体制を取って進めています。

ただ、こういうようなものもえてして形骸化しがちとか、一旦、その場がよくても、その後の中で持続的な仕組みにならないというのが、この手の事案というものが再発しているという部分も重く受け止めなければいけないなということも思っていますので、ここは経営陣の中とか社内のあるところの中でも、どういう形にしたら持続的にこれをチェックできるような体制になるのかというところはしっかり再発防止に向けて、そこも含めてやっていくのが再発防止策だと思っていますので、ここは委員御指摘いただいたように、点呼だけの話ということだけに一生懸命になり過ぎて、ほかがまたおろそかになってというものが結構、そういう形がありがちなかと思っていますので、そこはそういう形に陥らないように、広い目線で業務を再点検していく目線というものは常に忘れずにやっていくような形で、社内もそこは意識していきたいと思います。

○甲田委員　ありがとうございます。

今、お話があったように、収入が減って、支出が増えて、雇い止めも行わないということなので、昨年度の財務状況等々も見ても、郵便事業が厳しいという話の中で一層厳しくなるので、日本郵便全体で事業のポートフォリオを考えて、今、事業成長を考え直さないと、民営化に対する遅れが一層発生する懸念があるなというふうに思いました。ありがとうございます。

○山内委員長　ありがとうございました。

ほかにかがですか。

どうぞ。

○横前委員　御説明ありがとうございました。

1点、私が聞き落としてしまったかもしれませんが、2,500台の1 t ぐらいのトラックがありますね。これは日本郵便とすると、5か年間、利活用できない。この間、このトラックはどのような活用のされ方をされるのでしょうか。

○五味執行役員　ありがとうございます。こちらについても、まさに今、これが使えなくなったということで、実際には行政処分自体が、報道では月内と言われていますけれども、いつ執行されるかという部分はありますけれども、執行されて以降というのは、これ自体が全く使えないということになりますので、これをまさに5年間持っておくのか、その5年間の期間についても何か考えていくのかというところについては、まさに幾つかの選択肢で今、我々は検討を進めているところです。

ただ、一般論として、例えば地域のところの物流で、日本全体で考えていった場合にも、トラックのところの物流の供給力そのものが、2024年問題ではないですけれども、そういうようなものが大きな問題になっているわけです。そういうことで申しますと、トラックがあれば事業そのものを執行できるというような形の協力の事業者さんといろいろお話をする中でも一旦、当座はこうつなぐけれども、安定的にここをやっていくにはトラックの部分というものを、例えば払い下げてといいますか、売ってくれないかというような形の引き合いというものは今、複数いただいているところですので、幾つかの報道にも、これは報道が先行している感じがしますがけれども、この2,500台は、我々自身は5か年、我々の名義としては使えなくなるということでもありますし、これは当然、車両のメンテナンスにしても、駐車していく場所にしても、それなりに持っておくだけでもコストがかかる部分もあります。

そういう意味では、方向性としては、基本的には売払いとか、車両そのものというものについては、有効に我々の業務の維持に使っていただくというのが一番いいわけですがけれども、そういう中、それぞれの事業者さん、ないしは今、子会社そのものというところについては、増減車も含めて、連結の子会社については少し、今、我々自身がこれだけの重い法令違反といいますか、そういう形があるところの中で、子会社についても増減車というところについては、一旦、今、制約はかかっているところですがけれども、ただ、これからそういったところも含めてでしっかり再発防止策を機能させていく段において、これはどこにどうというような話は、子会社なのか、そうでない会社なのかというのはあります。

いずれにしても、この2,500台を我々自身が抱えて5年後に備えて持っておくという形の方向性というよりは、基本的には5年間、非常に長い期間でもございますので、この部分については、適切に活用いただける方にお譲りしていく。そういうようなものも含めて、何かしら業務の維持に役立てていただくというところを念頭に考えていきたいなということが今の基本方針ではあります。

○横前委員 ありがとうございます。

○山内委員長 報道だと、すぐに売ってしまうみたいな報道も出ていたりしますけれども、そういうわけではないのですね。

○五味執行役員 今、これは固まっているものとか、そういうようなものがあってということではないのですが、少し報道のほうは先行しているかもしれませんが、いずれにしても、処分をしていく方向性というものは、一般論としてはそういう形かなと。

○山内委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、私から伺いたいのですがけれども、今、トラックの話が出て、あれはナンバープレートにひもづいているのですか。

○五味執行役員 はい。

○山内委員長 だから、使えないナンバープレートの分が出てしまうということですね。

○五味執行役員 はい。

○山内委員長 そうすると、さっきの資料の別紙1ですけれども、これの中で、さっきの御説明だと、集荷とか運送のところの左下の部分ですね。ここが非常に多いという話だったのですけれども、ここについては、委託とか、そういう形を入れたり、あるいはいろいろな手立てを使ってサービスを維持するという話で、それで、人については配転とか、そういう形で基本的には維持するということで、まだ人がいて、ただ、車自体は、ナンバープレートは使えなくなってしまうので、そのまま、ほかに行くものもあるだろう。

こういうことなのですけれども、それで、5年経ったときにどうされるかということなのですよ。5年がたったときに、この左下のところで、それ以降をどうするかということとを当然、今から考えておかなければいけないわけですね。それもそうなのですけれども、もうちょっと広く見ると、この左下だけではなくて、全体の幹線輸送は多分、子会社がやっているのですね。ここのところとか、それから、集配のところの人の問題とか、さらに行くと、配達の組立てとか、全体がありますね。それについて、ここが変わることで全体がどうなるのかとか、極端に言うと、ここが変わるのだから全体も変えなければいけないとか、あるいはさっき企業体質の話もあったけれども、それも含めて、全体を見直すというような必要があるのではないかと思ったりするのですけれども、それは今すぐ答えが出るわけではないのですけれども、その辺はいかが思うのですか。

○五味執行役員 先生御指摘のとおりだと思います。今回については一部の2,500台が使えないという形の事象ではありますけれども、もともと、甲田先生からの御指摘も含めてだと思のですが、事業構造自体が、20年前からすればといいますか、民営化前のところからすれば、郵便物というものは25年ぐらいかけて半分ぐらいになってきておる。ゆうパックとかゆうパケットも含めてかもしれませんけれども、この間で取扱いというものは、ゆうパックの数量だけで言えば10倍以上になっているわけです。収入のところの比率というものも、5年前ぐらいには7対3とかというような形だったものが2対1になってくる。まだ郵便は、これだとどういうふうな試算をするかにもよりますけれども、2030年、2031年ぐらいの部分の中では、この収入の比率というものは1対1ぐらいになってくるかもしれません。

まさにこの事業のポートフォリオが大きく変わってくるときに、例えば集配のネットワーク一つにしても、また、ゆうパックのところの荷物というものも、いわゆるC to Cではないですけれども、全国から出て全国に配るといようなものよりかは、今のE Cの宅配の荷物というものは基本的には通販のお買い物の代替でやっておって、Amazonさん、楽天さん、通販絡みのところのE Cの荷物というものが全体の半分以上。これはそういうことで言うと、昔はこういう宅配のところで配るといのは非常に莫大な投資がかかっておったということでしたけれども、今は、Amazonさんのネットワークもそうですけれども、1か所から出て集配網を含めてというところだと、そこは地場の業者さんを含めてでネットワークしながらパッチワークにして組んでいく。こういうようなことというものが当たり前になってきておるわけです。

ギグワーカーさんやいろいろなところの労働の担い手の部分も変わっておりますし、そういうことで言うと、従来型の例えば局舎とか施設とかネットワークの組み方そのもの、ないしはハブ・アンド・スポークのネットワークの全体像というところについても当然ながら見直しを図っていかなければいけないというふうなことを思っていますし、これがきっかけになってといいますか、これだけではないと思いますけれども、ただ、今回のところの事案の起こる遠因にも、やはり少し拠点が分散し過ぎておって、管理監督の体制やそういうようなものが少し手薄になっておるようなところがあるのではないのか。この集配局というものも、3,200という体制がいいのか、もう少し集約をするような、例えば二輪の郵便物が出ておったときには比較的、もう少しお客様に近いところにあったほうがいいのだけれども、集配の拠点というものは四輪が中心になって、物数そのものが減るときになったら、そういう意味ではもう少し集約した形で運営していくのがいいのではないのかとか、こういう形の検討というものも併せてしていかなければいけないのではないのか。

特にトラックの業務というものは、この5台の規制とか幾つかのところの中で拠点をしっかり集約して、それがあるのは点呼の体制やこういうようなものを管理監督の体制もしっかりしようというのが通底しておる。そういう考え方があるからこういう形になっておるといふところがあって、今回、その部分が、分散しておることだけが言い訳には全くなりませんけれども、そういう形が今回のところの不備を招いたという部分もありますので、先生おっしゃったように、この後の事業の在り方とか、そういうようなものも展望しながら、ネットワーク構成の仕方といいますか、車両配置の在り方みたいなものも含めて、より抜本的な形で見直していかなければいけない。そのときに、甲田先生の先ほどの御指摘ではないですけれども、しっかり法令の求めるような事項というものに抜け・漏れがないか。それをチェックする体制についても、しっかりしておるかというところも併せて確認していかなければいけないタイミングなのかなと。今、これだけの事業自体が曲がり角に来ておるところでもありますので、こういったところも見据えた上で、今後のところの展望、5年後のところについて、では、どうしていくのかという部分も当然、絡んでくる議論だと思うのですけれども、それぐらい、少し抜本的にネットワークと配置とというものを考え直す節目のきっかけにもしていきたい事案かなというふうには思っています。

○山内委員長　ありがとうございます。

すごく重要なことだと思うのですけれども、実は今日、午前中に会議をやっていて、その会議は何かというと自動運転の制度づくりで、旅客のほうはまだ時間がかかるし、できるかどうか分からない。貨物は結構な勢いで自動運転に行くと思うのですよ。今、考えている中で、自動運転をやったときに、今、おっしゃったように、普通の物流で言うと、物流ターミナルをどういうふうに配置して、どういうふうに位置づけるかみたいなことまで議論しているので、多分、絶対お持ちなのだから、そういうところはかなり意識されたいのではないかなというふうに思っています。これは私の意見です。ありがとうございます。

○五味執行役員　ありがとうございます。

○山内委員長　ほかに何かありますか。

どうぞ。

○関口委員長代理　どうも、御説明ありがとうございました。

当面、5年間使えなくなる2,500台について、他事業者さんに委託するということで、相当な御苦勞をされていると思うのですけれども、恐らく5年後どうするかのほうが、委託先を切る、つまり委託契約を解除することのリスクの方が懸念されると思うのです。受託者からすると、ここにどっぷりとつかればかかるほど、5年間たったときに下手をしないと仕事が抜け落ちてしまうというリスクを抱えるわけなので、切る側は情け容赦なく切ればいいのでしょうかけれども、なかなかそうもいかない。

そういったときのことを考えると、やはり今からそういった業務委託とともに、5年後、どういう形でその契約が解除なり、あるいは見直しの中で別の契約になったりということも想定しなければいけないというふうに感じるので、その点はそういった議論ももちろん進められていると思うのですけれども、やや懸念を持ったという印象を持ちました。

○五味執行役員　ありがとうございます。

まさに今、他社さんをお願いして御協力いただきながら、まず、目の前のオペレーションを回していくというところで全力で、まさに今月に入ってからになりますけれども、全力でここを含めてやってきたところなのですが、おっしゃっていただいたとおり、この辺りのところに対しての期待値のコントロールと言ったら少し語弊がありますが、どれぐらいの期間のスパンというものを見据えた形でお話をしていくのか。お話のやり方によってはすごく期待値が膨らんでしまって、それをやめるときに、それがどうなのかというような問題というものもありますし、一方で今、直近では、これは若干テクニカルな部分になりますけれども、少し短期のパッチワークというわけではないですが、まず、直近をつないでいくところともう少し、5年というスパンを見たときにも持続的な形でどうしていくのかという部分は少しフェーズを空けながら考えていく必要があるのだろう。

つまり、今、この集荷とか運送というものをやっていくのに、若干テクニカルですけれども、貸切チャーターのような形で少し便をパッチワークで、これはそういうことで言うと、集荷の物流はいろいろなものにもよるのですけれども、あまり積載効率がよくないときには少し割高になってしまったりする部分もあるのですが、ただ、例えば同業他社さんとかと組んでやっていくときに、もう少しやろうと思うと、本当に同じオペレーションに組み込んでしまって、共同集配層みたいな形でやっていくような形になると、少しコストが抑えられてというようなことはあるのですが、ただ、そこを本当にオペレーションの中で無理なくやろうとすると、システム対応とか、もう少し商品のところのラベルの仕様やそういうようなものも含めてやっていく必要がある。ただ、今、そういう形の時間やそういうようなものがないので、基本的にはゆうパックを集めるためだけのチャーター便みたいな形で個別にパッチワークで回しているというのが今の状態なのです。

先生がおっしゃったように、そのところの中での契約の終期といいますか、そういうようなもの、最大、年度とかそれぞれのバイのところの交渉にもなりますので、もう少し短いものについてはもう少し短くして、このステップのところの中でも、今、まさにこの瞬間にやっておるような形のパッチワークのものは、このままやっていると、先ほどの甲田さんのお話とも重なるのですが、経営のインパクトやそういうようなものがかなり大きくなってしまふ、高コストの形の体質のところの中で、まずは今、パッチワークでということの中で進めておるところなので、これは契約の終期みたいなものも意識しながら、数か月のスパンの中でももうちょっとオペレーションの持続可能な形につくり変えるようなことというものはもう少しフェーズを分けてやっていかなければいけないかなと思っています。

こういった部分で実際にお願いする場合にも、この終期とか、やめ方と言うとすごく語弊があるのですけれども、そういうようなものは意識しながら各協力会社さんにもお願いしなければいけないところというものはあるかなと思っています、どっぴりといいますか、そこをお願いするようなところと、そうでもないような部分は少し、今の暫定措置ですからという部分や周期の握り方というようなものについてはしっかり、特に投資を伴う場合には余計だと思うのですけれども、そういったところについては少し慎重に、やめ方みたいなものも意識した上で、協力会社さんを含めてで御協力をお願いしていくというところが必要かなと思っていますので、この辺りはあまり後々のトラブルということにならないような形のものは意識しながら、各会社さんとはお話を進めていきたいなということは今もさせていただいているところです。

○関口委員長代理　ありがとうございます。

○山内委員長　今の話は、共同配送というものが進まないのは大体、営業行為は各社持っているもので、それで共同ができないのだけれども、御社の場合はあまり営業行為と思っていないので、逆に言うと、そういうシステムをつくりやすいのではないかな。そういうふうに変えるというような意識とか、これは全体的に、人をはじめ、リソースが不足しているので、それを効率化するには全体最適でいくという意味で言うと、元に戻すときにどうするということではなくて、新しいシステムを作るぐらいの形のほうがいいのではないかなというふうに思うのです。

○五味執行役員　ありがとうございます。

特にこの後、少し、今回はトラックの部分ですけれども、今日のところは、もう少し期間やそういうようなもの、台数とか営業所ごととか、出方はかなり違うかなと思っていますけれども、軽のところも含めてで対象になっていく。そうした場合には、特にやはり地方部とか、先ほどもトラックのところでもあったのですけれども、北海道や九州や、非常に距離の長いところで過疎化・高齢化が進む。また、担い手も含めて、なかなかいないという部分でどんなふうにネットワークを維持していくのかというものをまさに喫緊の課題として考えていかなければいけないというところです。

これは横前先生もいらっしゃる中であれですけれども、自治体の皆さんもそうでしょうし、そのライフラインといいますか、インフラをどういう形で共同配送していくのかという部分も一つのテーマになると思っていますので、別にこれがきっかけでこれだけということではないですけれども、こういったところは、まさに同業の各社さん、あるいはほかに生活支援や買い物支援、今、いろいろな取組で、モビリティも含めた形で人流と物流を、貨客混載みたいな形の取組もそうですけれども、こういうようなものも含めてで地域のネットワークをどういうふうに維持していくのかというところの視点も含めて、併せて考えていく必要はあるかなと思っていますので、ここは御示唆も踏まえて、次のオペレーションといいますか、オペレーション全体を俯瞰してどうあるべきなのかということも併せて考えていきたいなと思っています。

○山内委員長 よろしいですか。

事務局、よろしいですか。

どうぞ。

○藤野局長 内部通報があったのがうまく返せていなかったようなお話があったと思うのですけれども、結局、内部通報でされたものは、今回調査してみても、結局、裏が取れたのかどうなのかということ。

それから、今回のデジタル化などで、やはり点呼が確実にやらないと業務ができないとか、あるいは点呼がなかった場合にはちゃんと分かるというふうなことも目指したのだと思いますけれども、そういった漏れがなくなるような見通しというものはどれぐらいの時期で片がつくとか、何かそんな見通し、計画とか、どんなものがあればと思ったのです。

○五味執行役員 ありがとうございます。

藤野さんがおっしゃったように、この内部通報でもともと、一部の報道にもありますけれども、事前にも、これは確認されておるだけで3～4件、そういう形の事案といいますか、その内部通報のところの仕組みがありまして、通報があったということが確認できています。これは内部通報に抱えるところの言い訳になってしまったらあれですけれども、通報者保護等、いろいろなところの中で、事実化認定も含めてで、1線の部分の部署とは別のところで、事実関係の調査も含めてやっておった。我々自身が、以前のところの事案も含めてで通報者の特定につながってしまったりとか、内部通報が機能しなかったというところの反省も踏まえてで、それを少し切り離してやっておるところの中で、事案がそれと確認できる以前の段階で結果的にそれが上がってこなかった。それが、証拠不十分というわけではないですけれども、一過性のものなのではないか、局地的なものなのではないかということで、経営層まで含めた問題提起にしっかり昇華することができなかったというところもすごく大きな反省かなと思っています。

もちろん、この内部通報のところはもう少し、そういうことで言うと、このチューニングのところは非常に難しいのですけれども、事案の通報者の保護というものは大前提にしながら、事象自体は疑いのあるような形の事案から、これは完全に黒ということが判定さ

れるまで上げないということではなくて、こういうところの問題意識につながるのではないかなというものは、経営陣にダイレクトに上がる仕組みというものを、これは昨年8月からそういうことの中で、内部通報の上げ方といいますか、経営陣へのレポートの仕方という部分を改める運用というものをしている、この辺りを含めてで、この内部通報の問題については、やはりこれが機能しなかったというところについての対応については、これも引き続き、しっかりそれが機能しているかということも含めて見ていかなければいけないのですけれども、一昨年も含めた形で、そういう形の事案というものがしっかり上がり切らなかったというところについては大きく反省しなければいけないかなと思っています。

併せて、今回のところで、藤野さんからいただいたような、やはりこれが起こらないような形にする仕組み。先ほど甲田さんからもありましたけれども、こういった部分では、まず、これは別にこれだけを入れれば万能ということではないですけれども、こちらは別紙3にも書かせていただいていますけれども、今までは別紙3の「2. ガバナンスの強化」の本社の取組という部分ですけれども、今まで業務フロー自体を、日常点検というものを先にやって、日常点検が終わっていることも点呼の一つの項目にしておいたという関係もあって、鍵を交付して、日常点検をして、点呼するという形の仕組みにしておいたのですが、これはトラックのところにこういう形にしておるところがあるのですけれども、これからは少し法令とか、いろいろなものも含めて、フロー自体を、点呼が終わらないと鍵自体は交付しないという形のところの運用方法というものに完全に改めることにしましたので、このマニュアルそのものというところについては、今月、今、間に合うかどうかというのはあるのですけれども、来月ぐらいから、早急に準備が整い次第で、このマニュアルというところを試行して、それがちゃんと運用されておるかどうかもモニタリングや検査の仕組みのところの中で確認していくようにしたいと思っています。

併せて、今も実はそういったところの中でずっとチェックしておるのですけれども、個別にやはりありますのは、1人の人間が10人、20人を点呼ということでやるのですけれども、1人やっておるときに何か、そこが割と要職の管理職だったりするものですから、何かあったときに問合せだったりというものをすると、我々で言う流れ点呼などと呼んでおるのですけれども、そういったときに、外から話しかけられて、ふと目を離したときに、一人一人が吹いておる部分というもので目を離してしまって、結果的にアルコールチェックが後からビデオやいろいろなものを見ると、明らかにチェックというようなものが機能していないとかという、例えば20人いる中で、そのうちの1人とか2人とかという部分でそういうようなことが起こってしまったというものがまだ、軽微なわけではないですけれども、そういう見落としみたいなものが一部やはり起こるというのは一つ、そのものかなと。

公表させていただいている飲酒運転の事案、実際にはそれを抜け漏れて、くぐってしまって、新宿の事案も、直近の芝の事案も違いますけれども、そういうようなものも含めて

出ておるようなものがあります。こういうもとから含めて断っていくということの中で言いますと、やはり抜け・漏れとか本人の顔認証を含めて、デジタル技術で認証した人間がそれを吹かないとイエスにならない。それは確実にシステムの中で抜け・漏れとか、そういうようなものも含めてやるような形なので、これは先ほどのデジタル点呼のところにもありますように、今週からまさに一部の局で本格導入ということで、国交省からも確認いただいて、これで導入していきますけれども、これは上半期中に全部の局で入るようということの中で進めてございます。

いずれにしても、この組合せをしていく部分と、それが運用面で、またそれをかいくぐるような形の運用などが出てきてしまっはしょうがないので、その辺りがしっかりそういうところの中で穴がないのか、穴があればそこについて塞いでいくというところの取組も含めてというものは、ここは愚直に、もちろん、それぞれの意識づけやそういうソフト面もそうなのですが、この業務フローのところの対策と、デジタル化というところの仕組みでもって起こさないようにするという形の仕組みというものを担保していくというのがやはり何より重要ななと思っていますので、ここはマニュアルのところは今月、来月、また、デジタル化のところについても、まずは上半期というところに向けてで最速で準備を整えていって、確実に起こさせない仕組みというものについては整えていきたいというふうに思っています。

○山内委員長 ありがとうございます。

時間のほうが参りましたので、この辺で最初の議題は終了させていただきます。どうも、いろいろありがとうございました。

(日本郵政株式会社入室)

○山内委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

続きまして「日本郵政グループのデータ利活用の取組及びデジタル技術を活用した地域課題解決への取組について」、日本郵政、日本郵便より御説明いただきまして、質疑を行いたいというふうに思います。

それでは、全体で30分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山中DX戦略部DG室長 まず、日本郵政のデータガバナンス室の山中から「日本郵政グループのデータガバナンスの取組」について御説明させていただきます。

最初の資料ですけれども「郵便局データ利活用推進ロードマップ」というものは、2022年7月に総務省が主催しました検討会のアウトプットとして策定されたものでございます。内容としましては、郵便局データ活用に向けた基本的な考え方とか、あるいは日本郵政・日本郵便が実施すべき施策を取りまとめたものになります。

次の資料になります。このロードマップには、日本郵政の取組としまして「データガバナンスの体制強化」というものが含まれております。このロードマップに基づきまして、右の吹き出しに記載している各種取組を進めてまいりました。この後、順を追って御説明

します。

次のスライドは割愛させていただきます。

次の6ページを御覧ください。こちらは検討体制です。検討体制としては「グループ・データガバナンス分科会」の下に実務者レベルのワーキングを設けまして、左の情報管理ワーキングのほうではデータ連携に関する個人情報保護、右のプライバシーワーキングのほうでは同じくデータ連携に係るプライバシー保護に関する検討を進めてまいりました。

次の資料になります。まず、情報管理ワーキングのほうでは「個人データのグループ内共同利用」に向けて、個人情報保護法上あるいはグループ統制上の要件について検討を進めてまいりました。

次の資料です。個情法上の要件の対応としましては、既に民営化時に公表済みの共同利用目的というものがあるのですけれども、それについてはよりお客様が理解しやすいように、個情法のガイドラインの要請も考慮しまして、2023年4月に利用目的の明確化を行っております。

次の資料になります。グループ統制上の要件への対応に関しましては、現在、共同利用においては、グループ各社からの事前承認・事前協議というものを求めておりまして、持株でその必要事項を確認の上で承認・同意するという仕組みを採用しております。情報管理ワーキングのほうでは、この際に必要なグループとしての具体的かつ統一的な取扱い基準というものを整備いたしております。

次に、プライバシー保護に係る対応策ですけれども、こちらも共同利用施策の検討時には、お客様のプライバシー保護の観点から、しっかりチェックをするという仕組みを今年4月から導入しまして、運用を開始しているという状況でございます。

次の11ページは割愛させていただきます、次に12ページです。以上のこれらのグループのデータガバナンス体制というものの整備を大前提といたしまして、この後、詳細に説明しますが、ゆうIDというものを中心に、グループが保有するデータの利活用を推進していくという方針で考えております。

次の資料です。こうした体制整備の中で発生しましたクロスセル問題について簡単に御説明します。経緯は記載のとおりでございますが、グループとしましては、この問題の発生原因というものを分析しまして、いわゆる非公開金融情報の適切な取扱いに向けた再発防止策というものを策定しております。

概要は、次の資料を御覧ください。

最後になりますが、今後のデータ利活用の課題と対処方針についてです。クロスセル問題を受けまして、非公開金融情報の取扱いとか、あるいは個人情報保護に関する法令遵守というものが今、一番重要かというふうな課題認識でおります。この課題認識を基にしまして、現在、右の「対処方針」にありますとおり、法令遵守に向けたルールの特典検とかシステム環境の整備に取り組んでいるところでございます。繰り返しになりますが、こうした法令遵守というものを大前提としまして、グループのデータの利活用を進めてまいり

たいというふうに考えております。

私からの説明は以上になります。

○飯田常務執行役 続きまして、日本郵政の飯田より御説明を申し上げます。「グループ横断的なデータ利活用」についてでございます。

17ページを御覧ください。ゆうIDは、日本郵政グループ横断的に使っていきます、連携を図れるIDでございます。先般、報道発表を行いました、7月より日本郵便から日本郵政に事業移管をするというふうにさせていただいておりまして、このIDを通じまして、日本郵政グループ全体でデータ連携と活用を推進するとともに、サービスと連携を図ることでお客様への提供価値を向上させていくものでございます。

おめくりいただきまして、18ページ目でございます。現時点でゆうIDでできることでございますが、まずは日本郵便内のID統合を進めております。主に郵便・物流事業のウェブサービスでの利用が可能となっております。具体的な内容については記載のとおりでございます。

次の19ページでございます。ゆうIDの今後の展望でございますが、先ほど御説明しましたように、日本郵便内のIDを進めておりますが、これに加えて、金融二社とのサービス連携を進めます。よって、新たな顧客価値の創出を目指してまいります。

まずはステップ1として、昨年度、ゆうIDの名称に変更をいたしました。そして、ゆうゆうポイントのスタートをしました。また、かんぽマイページとの連携、各種アプリの機能追加等を進めまして、基盤となる環境を整備してまいりました。

次にステップ2、本年度でございますが、ID連携の対象やゆうゆうポイントの付与対象も拡大させるとともに、IDを通じたグループ間のお客様情報の連携やIDによるサービス連携の拡充を目指して取り組んでいるところでございます。

さらに、ステップ3と位置づけます来年度においては、ID連携をさらに進めまして、単に連携するだけではなく、それを新たなお客様としての提供価値にしていまいります。そして、グループ横断の活用を進めていき、また、郵便局アプリの収益化を図ったり、グループ外とのサービス・IDの連携も進めていきたいというふうに考えております。

次の20ページ、参考の資料が続きますが、こちらはゆうゆうポイントの概要でございます。

21ページで、こちらは本年お正月に年賀状配達時に配布します元旦挨拶状の裏面を活用したポイントのキャンペーンの事例でございます。

私からの説明は以上でございます。

○五味執行役員 引き続き、日本郵便、特に郵便・物流分野でのデータ利活用ということで、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

26ページの部分ですけれども、こちらは民営化委員会の皆様にも少し、現場も含めて視察いただいていたということでしたけれども、2019年から郵便・物流事業のDXに関する部署というものを創設して取組を進めてきまして、既存のデータを活用するということでは、

自動ルーティングシステムとかルーティングエンジンのようなものを搭載しながらということで、業務の効率化を図っているというところでございます。併せて、2番目の新たなデータの取得と活用ということで、スマートフォン端末のようなものをそれぞれ集配社員に携行させまして、その軌跡を可視化するとともに、進捗状況の応援とか、こういうようなものに活用しているというところの中で今、業務についても実装しているというところでございます。

27ページを御覧いただきますと、これをさらに活用できないかということで、右上のところに「データ活用アドバイザリーボード」とありますけれども、総務省で有識者会議のようなものを設定していただきまして、その場でいろいろな利活用に向けた方向性とか課題というところについて御議論いただいているということでもありますけれども、これの一つの例として、このプローブデータを活用する一つの事例として、例えば災害が起こったときの発災直後に、どの道が通れたか通れないのか、あるいはそこにかかった所要時間がどれぐらいなのかとかというような話をデータとして取りためて、自治体や共有のデータのほうにしっかり反映していくというようなことを実証の中で取組を進めています。

また、その中で、28ページにありますけれども、特にこの二輪のところのプローブデータというものは郵便配達のそれぞれの情報とも重なってということですので、まさにプライバシー保護、郵便法の要請というところにも配慮する形で、ルートマッチングというような技術がありますけれども、こういう技術などを活用するところの中で、郵便法の要請、個人情報の保護とデータの利活用というところを両立させようという形の取組の実例でございます。

29ページにも、ここら辺のところの法律の解釈とか、こういうようなところについて、今、アドバイザリーボードの中で議論しているというところでございます。

また、少し取組の実例ということでは、31ページになりますけれども、特に実際の住所のデータとか転居のデータというものは個人情報の塊のようなものでありますけれども、こういうような情報についても、従来はもちろん、郵便の用途にしか用いることができないというのが大原則ということでもありますけれども、特に公益に役立つようなものということで、各省庁、政府のほうの要請も含めてで踏まえる中で、例えば空き家所有者の情報とか、税の滞納者さんの情報とか、弁護士会からの照会に関するときとか、こういうようなときにそういう情報についても開示しながらデータを利活用していこうというところについても、これも有識者会議のところの中で議論させていただいているということになります。

特に、先ほど御紹介したような大規模災害のときの部分というもので、32ページにも事例を書かせていただいて、実際には能登半島地震でやった事例ですけれども、例えば居住者のデータ。これは住民基本台帳のデータよりも精度も鮮度もいいということになりますので、こういったところのデータを自治体の安否不明者さんのリストの部分と突合することで安否不明者リストを精緻化するような取組。これは1月初旬に、3日か4日だったと

思いますけれども、させていただいたようなものがございまして、2月期には、実際に避難されている方に転居の情報を基にしながら、地域の情報というものを発信するようなこともやらせていただきました。こういうデータ利活用の取組も進める中で、公的要請にも貢献してまいりたいと思っています。

また、33ページは一つの事例ですけれども、この後も御紹介ありますけれども、やはり我々が持っているところの中で、郵便・物流事業の中では住所のデータというものを非常に取りためてくることができるということでもありますので、こういったところの住所のデータというものを、建物のIDとか、これを今、国交省でフローというプロジェクトが立ち上がっていますけれども、それに住所のデータと組み合わせて、場所に注目するような概念ですけれども、こういったところの住所の正規化とか、こういうようなところにも役立てていこうということで今、国交省さんと取組を進めているところです。こちらについても、一旦、御紹介ということになります。

私からは以上です。

○竹中執行役員地域共創事業部長　続きまして、竹中でございます。私からは「デジタル技術を活用した地域課題解決への取組」について、2点御説明させていただきます。

まず「郵便局を活用したオンライン診療支援」でございまして。

36ページを御覧いただけますでしょうか。下の図が実施のイメージでございまして。郵便局内に区切られたスペース、プライバシーを守れるスペースを設けて、その中に端末、タブレットなどを設置して、それを通じた形で患者様、お客様に医療機関とつないで診療を受けていただく。郵便局としては、場所の提供、また、接続のサポートを担当するものでございまして。このようなオンライン診療は、もともと御自宅で患者さん御自身が受けるということは可能だったのですが、2023年以降、その設置の場所が拡大されてきてまして、僻地においては郵便局等でも構いません。現在はどこでも、僻地に限らず可能というふうになっておりますけれども、そのような制度が変わってきた中で、令和5年度においては石川県七尾市において実証実験、そして、昨年7月から山口県周南市において実際の本格的な事例の開始となりまして、現在も複数の地域において調整を行っているところでございます。

37ページを御覧になっていただきまして、このような仕組みには厚労省の僻地医療の補助金、また、総務省の特別交付税措置などの支援も設けていただいているところでございます。今後の取組、下のところに書いておりますが、このような地理的条件で医療資源が限られた地域において、一つの方策としてということを考えておりますので、地方公共団体や地域医療機関等とも連携しながら事例の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

また、続きまして、大きく2点目「共助型買物サービス『おたがいマーケット』概要」でございまして。

すみません。少し飛びますが、40ページの地図を見ていただけますでしょうか。こちら

は奈良市の事例でございます。奈良中央郵便局を物流ハブとした物流網ということで、常日頃、この郵便局の間を集配の物を運ぶ車が通っている。ただ、必ずしも満杯で積んでいるわけではなくて、一定の余積、空いているスペースがあるということで、そこを活用することで、コストの低い形で何か使えることができないかということで出てきたアイデアでございます。

41ページの共助型買物サービス「おたがいマーケット」につきましては、基本的にはネットスーパーで注文いただく住民の方で、そのネットスーパーからの配送部分を、先ほど申し上げた余積を使った配送の仕組みを使うことによって、安くローカルの受取先拠点まで運ぶということでございます。このようなことによりましてコストを抑制して、持続可能な形で提供できるのではないかとということで開始したものでございます。

少し飛びまして、44ページを御覧いただけますでしょうか。このサービスにつきましては、サービスによって利益を得られる形を前提としつつ、他地域への展開を図ろうと考えておりまして、この住民への周知などについて、自治体の御協力をいただきながらということで進めております。

最後に、45ページでございます。こちらは静岡県奥静岡地域での取組でございます。先ほど申し上げた、注文いただいたものを都市の拠点から地域の拠点となるところまで運ぶ。一方で併せて、そのスペースで、今度は地域の中でできたものを積んで、また行き帰りといいますか、帰りの部分で運ぶといった組合せで行ったところでございます。こちらはあくまでも既存のルートを使いながら空いているスペースを使うということで、基本的には拠点と拠点の間の配送ということになります。こちらについて、今年度、実はこの買い物部分というものはやっていないのですが、この下りの部分、地域のものを積んで、余積を使って運ぶというものは今年度行っているところでございます。

このようなオンライン診療、また、買い物支援は地域課題のソリューションの一つと思っております。このような形に限らず、ニーズ、また、地域の状況に応じて、我々に郵便局として、この持っている資源に合うものがあれば、我々としても貢献できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○飯田常務執行役 続きまして、デジタルアドレスの資料を御覧ください。

まず1ページ目でございますが、デジタルアドレスの取組の背景について御説明いたします。この資料には、お客様、事業者、当社の3つの視点で書いてございますが、それぞれ特有の住所にまつわる様々な課題が存在しております。日本郵便は日々、住所というものに触れておりまして、これを基にサービスを提供しているという企業であると自負しているところでございます。住所にまつわる課題を、物流面のみならず、社会的な課題として解決していき、顧客にとって価値のあるサービスを提供することを目指すべく、本取組の検討を開始したところでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。簡単に、デジタルアドレスのサービ

スについて御説明いたします。このデジタルアドレスは、7桁の英数字の組合せで表し、ゆうIDにひもづく住所の郵便番号から番地、建物名、部屋番号まで変換するサービスでございます。なお、デジタルアドレスから変換できるのはあくまでも住所のみでございます。例えば引っ越しをしても、デジタルアドレスにひもづく住所を変更していただければ、同じデジタルアドレス番号で新住所を表現することができます。

次の3ページでございます。デジタルアドレスと郵便番号の違いについて御説明申し上げます。郵便番号は、あらかじめ土地エリアに付番されたもので、住所に変換する場合は町名ぐらいまでの粒度でしか変換することができません。一方、デジタルアドレスは、ゆうIDと住所の組合せで利用者の希望により発番されます。そして、完全な住所、郵便番号から部屋番号までを表現する形となっております。

次の4ページを御覧ください。さらに、デジタルアドレスの詳細について御説明申し上げます。デジタルアドレスは、ゆうIDに登録している住所に対して発番されます。したがって、転居した場合でも、転居の手続をするついでに、ゆうIDにひもづく住所を変更していただければ、同じ番号のまま、新しい住所を表現することができます。また、ゆうIDは個人に対して発行いたしますので、同じ住所にお住まいの家族がそれぞれゆうIDを持っていた場合、同じ住所でもそれぞれ別のデジタルアドレスということになります。また、発番もランダムでございますので、同じ住所や近い住所だから番号が近いということもございません。もし知られたくない人に知られてしまった場合や転居を機に変えたいという場合も、削除や再発行が可能となります。また、同じ番号のデジタルアドレスを再発行することはできません。

次の5ページ目でございます。デジタルアドレスによりまして利用者にどのような価値を提供するかについて御紹介いたします。まず①でございますが、長い住所でも簡単に記載ができる。②でございますが、PCやスマホでも入力が簡単にできる。③デジタルアドレスにひもづく住所の正規化を今後進めていくことにより、配達の精度が上がり、将来的にはドローンや無人配送など、配達先を指定することができるような世界を目指していきたいというふうに思っております。④に書いてございますが、住所変更の手続が簡素化される。このように、デジタル社会における新たな住所サービスということで発展を目指してまいります。

次の6ページ目をおめくりください。事業者への価値提供でございますけれども、法人事業者にとっての提供価値といたしまして、まず、①顧客の最新かつ正確な住所を取得する際に、顧客に与える負荷や手間が省けるということ。②最新の住所を、表記のぶれなく、集めることができ、名寄せや管理が容易になるということ。③利用目的に合わせて発行・管理するのが容易になる。④事業者の住所を簡便に顧客に伝えることができるなどの利点がございます。

7ページを御覧ください。今後の展望といたしまして、まだ具体的な時期は申し上げられませんが、デジタルアドレスを導入した後に、ステージ2としまして、住所の正規化と

高付加価値化。そして、これを物流の高度化に生かしていきまして、最終的には社会インフラとして定着させていきたい、新たなサービス提供価値を果たしていきたいというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、8ページ目でございます。このデジタルアドレスはユーザーの基本情報である「住所」をデジタル化したものでございまして、新たな識別番号として、これまで可視化されなかった様々なサービスにおける住所の利用状況をデータ化することが可能となります。デジタル庁が進めておられますアドレス・ベース・レジストリとも連携し、正規化された住所がデジタルアドレスを通じて利用されるという世界を目指してまいりたいというふうに思っております。

最後、9ページ目でございますが、最後に、これまでの歴史の中で様々なものがデジタル化されました。手紙からメール、電話からチャット、現金から電子決済というようになってきました。住所においても、このデジタルアドレスにシフトさせていき、新たな社会のインフラとして浸透させていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明についての質疑に入りたいと思います。御説明に対して、御意見、御質問がありましたら発言願いますが、どなたかいらっしゃいますか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 御説明ありがとうございます。

この中のオンライン診療とか、「おたがいマーケット」などのデジタル技術の活用で地域の課題解決を目指した取組みたいなものは大変面白いなと思っているのですが、こうした事業というものは地域貢献の側面があるのですね。それであるとしても、金銭的な採算というものが、なくても評価されるべきかもしれませんが、やはりあったほうがいいと思いますけれども、郵政さんとしては、この地域の貢献と収益性のバランスについて、どのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○竹中執行役員地域共創事業部長 このような事業については、地域において、いろいろな課題に対して、我々の中でソリューションの一端を担っていくという意味では地域貢献の意味合いがあると思っております。一方で、やはり我々は株式会社として収益も上げなければいけないということで、そういう意味では、ここで大きな利益を上げようという考えは全くないのですけれども、コストを賄っていく点での費用設定というものは必要かと思っております。そうすることによって、継続的なものが逆にボランティア的なものになってしまうと、いつまでやるのか、なぜやるのかということになってきますので、その点、利幅を大きく取るというものではないのですけれども、コストを賄うような形での費用設定ということで、ただ、できる限り、費用が少なくなるような形を話しながら設定していく。そういうような形で考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山内委員長 そのほか、いかがですか。

では、横前委員、どうぞ。

○横前委員 御説明ありがとうございました。

今の地域貢献の部分は、私ども過疎地にしてみますと、今、J Aが大分風向きが悪いような流れでございますので、J Aに取って代わって頑張っていただきたいなと思っております。

それはさておきまして、その話とは別に、デジタルIDの話でいろいろ、今後、インバウンドとか、そんな形の中でも活用、タクシーとかというようなお話もお伺いしたわけですが、個人情報はかなりぎゅっと入っておるデータだと思うのですが、そこら辺はどういうような形で、例えばタクシー会社さんに提供するとか、そんなようなものは動いているのでしょうか。どうなのでしょう。そこら辺は何かありますか。

○飯田常務執行役 お答えいたします。

おっしゃられるように、これは住所までではございますが、個人情報には変わりがございませんので、これはセキュリティーを担保した上で提供するということと、先ほどの御説明でも申し上げましたが、もし知られたくない人に知られたりとか、何か御利用の方が不安を感じられたときは即座に削除していただくことができますので、お客様、利用者の方の意思によって御自身の情報を守るということもできますし、システム上も、外部からのアタックによって情報が漏れるということがないように、その辺はセキュリティー面をしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○横前委員 ありがとうございます。

国土交通省とか、建物IDとか、ここにデジタル庁の進める云々かんぬんというものもございますが、ここら辺の兼ね合いというものはどのくらい進んでいるのでしょうか。もし分かれば教えてください。

○飯田常務執行役 まずは、デジタル庁様とは連携を密に取ってございまして、今、デジタル庁様が取組をされている、いわゆる住所の正規化について、これを利用者視点でより簡便に使えるという、いわゆるソリューションとしては、このデジタルアドレスがふさわしいのではないかというふうに考えておりまして、デジタル庁さんとは常に連携して進めているところでございます。同時に、国交省さんが進められている不動産IDも同じく、先ほど申し上げたように、私どもは日々、住所に携わる仕事をしてございますので、そういった意味でも、このデジタルアドレスを機に、利用者のお客様にとってより便利である。また、管理する側にとっても非常に効率がいいというものにしていきたいというふうに思っておりますので、これは両者とも連携をかなり密に進めているところでございます。

○横前委員 ありがとうございます。

○山内委員長 そのほか、いかがですか。

では、甲田さん、どうぞ。

○甲田委員 ありがとうございます。

日本郵政グループのデータ利活用のところで、セキュリティーについてのお話がありましたが、セキュリティーは、まず、サーバーとかは内製化されているのか、クラウドのものを使われているのかというと、どっちになりますか。

○飯田常務執行役 クラウドを活用してございます。

○甲田委員 そうすると、I S M A PとかI S M Sとかに対応しているという感じになりますか。

○飯田常務執行役 そうでございます。

○甲田委員 ありがとうございます。

それで「おたがいマーケット」はすごいすばらしい取組だなと思っていて、まさにユニークさを生かした取組だなと思っていて、こういうものが全国に広がっていけばいいなというふうに思っているのですけれども、奈良市さんのほうから周知がされて、どれぐらいの期間で、どれぐらいの申込みがあって、この1,650円のサブスクを申し込まれる方がいたのかというものは教えていただきたいなと思いました。

○竹中執行役員地域共創事業部長 奈良の事例でいきますと、現在、たしか15名ほどの利用者です。

すみません。前後があったりしますけれども、おおむね、そのくらいでございます。

○甲田委員 これは想定していた人数が15名ぐらいだったのか、本来、もう少し多い人数が申し込まれて事業化できると思われたのかということ。

○竹中執行役員地域共創事業部長 本当に率直に申し上げさせていただければ、もう少し数としては集まるかなと思っておりました。

というのが、事前にアンケートを取らせていただいて、そのような中で、こういうサービスを始めたらいかがでしようかということで、いろいろ寄せられていたニーズを踏まえると、もう少し行くのかなと。

すみません。先んじて申し上げてしまえば、やはりなかなか、こういうサービスの難しいところは、あったらいいねということと、本当にあったときに使うというところ。そこにずれみたいなのがあるというのは改めて感じたところもございまして、当然のことですけれども、その辺り、やる中で精度も上がっていくかと思えますけれども、また併せて、先ほど少し申し上げました自治体、市町村さんとの連携した周知。そこら辺の協力体制も非常に重要だということを改めて感じているところでございます。

○甲田委員 ありがとうございます。

全国、いろいろな自治体と一緒に共助の取組をしていると、買い物難民の人というものは非常に多くて、こういったところを郵便局さんとの連携が進めばいいなと思いつつ、やはり桁が2つぐらい変わってこないと事業化は難しいのではないかなと思ったので、何とかこれを事業化できたら全国の少子高齢化のすごくいい切り札になるのではないかなと思って、期待をしておりますというところです。やはり1,650円というものがユーザー負担としては、使い放題とはいえ、高いのではないかなというような印象を持ちました。

あと、デジタルアドレスについてなのですけども、今、郵便番号を入れて、それ以外の市区町村以下は番号を入れればいいみたいな感じで、地方のほうだとそんなに不便はないような気もするのですけれども、何々マンション、何々みたいなものまで入れなくてはいけないものではなくて、そんなに不便なのかなという気もするのですけれども、これはユーザー目線から見て、特に高齢者の人とか、AD32L3みたいなものをいちいち覚えているのが便利なのかどうかというような事前調査を取られたのかどうかというところ。

あと、これも固有のIDになるので、間違えたら戻ってきてしまうといいますか、今、例えば私はマンションに住んでいるのですけれども、祖母とかが何か送ってくるとき、いかにげんな住所だったりするのですが、多分、郵便局の方がここだろうみたいなことを推察して、ちゃんと荷物を受けてくださったりすることなどもあって、そういうことが逆に起こらなくなったときに誤配送とかというものが本当に減るのかなというところが2つ目です。

3つ目は、まだまだ年賀状文化を大事にされていらっしゃるような会社様とかですと、マナー的に、本当だったら郵便番号プラス番号を書けばいいのに、何なら都道府県から書くことが正しいみたいなところというものもあるので、さて、これが普及するのかなといいますか、利便性と併せて、カルチャーを変えていくところに関して、どう向き合っていくのかというところを、お考えがあれば教えていただきたいなと思いました。

○飯田常務執行役 3点の御質問ありがとうございます。

地方においてといったところで、これは地方だけではないのですけれども、日本における読み方が結構厄介でございまして、あるところは何々町（ちょう）、同じなのだけでも、何々町（まち）と読むとか、ここでいわゆる住所を正確に合わせようとしたときに、名寄せ等をするときに、これが一番といいますか、大きな課題の一つに日本特有のものになってございますので、なおさら、このデジタルアドレスと、先ほど申し上げたデジタル庁さんとのベースレジストリとの正規化。これがマッチングできると精度がかなり上がってくるというふうに思うので、都市部、地方部、かかわらず有益だというふうに考えているといったところが1点目でございます。

次に、委員の御指摘のように、日々、我々は外務員、配達員がこの地域に慣れているので、仮に書き方が正確でなくても郵便物や荷物をお届けできているというのは、人のなせる技といいますか、強みでもありながら、これは手前どものオペレーションを考えると、やはり人に頼る部分が多くなってきますので、今後、労働力確保等々、必ずしもベテランの配達員ばかりではなくなるところが、このように規格化されると我々のオペレーションに反映され、正しい住所に、より正しく郵便物や荷物が運ばれるという世界を目指してございます。

3点目、年賀状でございますけれども、こちらサービスによっては、例えば今まで市販の年賀状作成のアプリ等々があると思うのですけれども、例えば企業様で、このデジタルアドレスを入力すると、印刷するときには住所が印刷されるというようなサービスに

も発展できるかなというふうに思いますし、お客様がそれを望まない場合はデジタルアドレスだけということで、こちらは受け取る側も出す側もチョイスがあるというような形でサービスの発展させていきたいなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○甲田委員 ありがとうございます。

○山内委員長 よろしいですか。

ほかに。

関口委員、どうぞ。

○関口委員長代理 どうも、いろいろ御説明いただきましてありがとうございました。

ゆうIDについて少しお伺いしたいのですが、日本郵便・日本郵政のソフトウェアというものは個々ばらばらに立ち上がってきたという時代があって、ようやく楽天さんのノウハウ等をいただいて統一化ができたのかなという認識をしているのですが、その意味ではようやく集約化ができたのかという認識はしているのですが、Vポイントが1.5億で、それから、楽天ポイントも1.2億強という数字を見ると、生き残れるのかしらというのがやや心配であります。

戻って、19ページでしたか。将来計画、今後の計画でも2026年度に収益化ということが書かれていますけれども、この規模で収益化は必ずしも楽ではないなという認識をされていて、このポイント経済圏という観点から郵政グループとして、このポイント経済圏を確立するための今後、もう少し、ほかのグループとの共存等の、外部の力も借りないといけないのかもしれない。もともと、日本郵便さんが抱えていらっしゃる顧客情報は人口分だけあるはずなもので、ユーザーとして高齢者が多いので、そういう方にデジタル化を勧めるというのはなかなか大変だということも一方では理解はしているのですが、さらに、このゆうIDを単体として発展させるための検討の施策みたいなことがあったら少し御教示いただきたいと思います。

○飯田常務執行役 御質問ありがとうございます。

関口委員長代理が御指摘のように、例えばポイントプログラムという意味では後発でありますし、スケールという意味では先行している企業様のほうがまだまだ先を行っているということは事実でございます。

2つございまして、御指摘いただいたように、これは若干お恥ずかしい話ではありますが、今まで3事業会社がバラバラにやっていたところが、このIDとポイントを通じて、ようやく日本郵政グループとして連携できるIDがあり、同じポイントプログラムがあるといった点では意味があるというふうに思っております、3事業が寄り添って施策をするという事ができたというふうに御理解いただければよろしいかなと思います。これをさらに、郵便、ゆうちょ、かんぽの中でクロスサービスという形でやることによって、郵政グループの提供サービスとして、今まで以上に連携されたサービスの提供ができるというふうに信じております。

2点目は、やはり御指摘があったように、ポイントプログラムで言いますと、やはり規模的には先行他社さんがございますので、この先行他社さんと連携するということを視野に入れてございますので、ポイントの交換というようなことも近い将来やっていくという検討を既にしてございますので、ゆう I D の数はどんどん増えていきますが、さらに、先ほど別の御説明したデジタルアドレスも取得される方が増えますと、これはセットになりますので、行く行くは住所をお持ちの方、全ての方々に持っていただきたいというふうに思っておりますし、戻りますが、お客様のいわゆるメリットとしましては、既に流通している他社のポイントサービスとの連携をすることによって広がりも促進できるかなというふうに考えてございます。

○関口委員長代理　ありがとうございます。

○山内委員長　ほかにいかがですか。

今、関口さんが先ほどおっしゃったとおりで、このゆう I D については、他社との連携なしには絶対広がらないですけれども、他社との連携というものはかなり先行グループがいて、d ポイントなどは今、物すごく追い上げているわけですね。これはさっきおっしゃっていたように、このゆう I D、郵便局の、かんぽの、あるいはゆうちょのとやっている中でのネットワーク効果というものはそんなに大きくなくて、外部のネット効果を使わないとかなり難しいですね。そういう意味では、提携というものもそうなのですから、キーになるような、コアになるような、ネットワーク効果を出すようなことをお考えにならないといけないのではないかなと思ったのです。

前にも言いましたが、S u i c a は切符だったので、S u i c a がネットワークをつくろうとしたときに、切符の規制があったので、要するに運賃なので、あれは値引きとかができないので、かなりネットワーク効果が出せなくて、私はあれは S u i c a を定期でみんなが持って、こうやって決済したらすぐデファクトになるのではないかと思ったら、そうではなくて、あれはそういった意味で駄目なのです。今はクレジットカードを結びつけてポイントをやっていきますけれども、それでもかなり、それだけのネットワーク効果を出す素地があるにもかかわらずできないといえますか、勝てないですね。今度、クレジットカード決済になってしまうので、余計なくなってしまうですね。そういうことを考えると、今から御社のシステムで本当にネットワーク効果を出すのはかなり難しいのではないかなというのは一つの意見なのです。

それと、もう一つは、もしそうだとすると、あり得るのはオープン型のイノベーションですよ。だから、完全にオープンにしてしまうという手はあるかと思うのですよ。もちろん、個人情報がありますから、できるところまでしかないのですけれども、これだけやるから何かやってちょうだいというやり方はあるのかなとは思いますが。

それで言うと、さっきのデジタル I D などは本当にそうで、私は仄聞であれなのですが、かなり自社内でお決めになるだけではなくて、外にも出すという話なのですが、外に出すときに有料になるのですか。これは使い方で、これこそ本当にオープン I

Dだと思うのです。本当に公開してしまっただけで、皆さんに使っていただければ、そうすると、物流全体のシステムに変革を及ぼす可能性があると思うのですよ。その辺についていかがですか。

○飯田常務執行役 山内先生の御指摘のとおり、このネットワーク効果という意味では、日本郵政グループといえども、かなり独自でつくり出していくというのは難しいというふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、他社との連携は必須だと思っております。

やはり我々の独自の力としては、先生御指摘のように、住所に関する情報を用い、それに対して信頼性が恐らく一番あるのだというふうに思っております。これもいわゆるマネタイズという点においては、まず、広げるためにはどんどんユーザーの方に、利用者の方にフリーで使っていただくといったところから裾野を広げ、それを今度は事業者側、企業がこのアドレスを使つての事業活動に結びつけるときに課金をしていくといった構想で考えておりますので、今、具体的にこういうビジネスモデルということは申し上げられませんが、マネタイズも併せてやっていきたいというふうに考えております。

○山内委員長 ぜひともやられたらいいと思うのですけれども、本当にシステム全体が変わる可能性だってあるので、E D I という流通システムがありますけれども、あれはなかなか普及しなかったもので、E D I は商品の話なのですけれども、こっちは人の話なので、そういう意味ではかなりのデファクトをつくれる可能性があるのではないかと思うのです。

あと、もう一つ、マイナカードとの連携というものはどうなのですか。

○飯田常務執行役 マイナカードとの連携に関しても、徐々に会話をしているところでございます。気をつけなければいけない点というものがありますので、やはり利用者の方のパーセプションといいますか、認識が非常にここは繊細なところだと思いますので、慎重に、ユーザーの方に誤解がないように広めていきたいというふうに考えてございます。

○山内委員長 かなり難しいと思いますけれども、ありがとうございました。

事務局、何かありますか。

○藤野局長 オンライン診療ですけれども、これは熱心なお医者さんもいて、それから、厚労省も制度見直しをやってくれて、これを待っていたお客さんというものがあったのだと思うのですけれども、これをやる場合に、日本郵便さんからすれば、特に収益性の面から見て、本当のところ、いろいろな課題もあるのだと思うのですけれども、そこら辺の率直なところ、今、こういう課題を持っていますとか、あるいは七尾市はどうでしたかとか、周南市ではこういうふうなこととか、何かそういうことがもしあればと思うのです。

○竹中執行役員地域共創事業部長 まず、収益という点でいきますと、お願いする点としては、区切られた場所を使うので、その場所の提供代で、ただ、これは毎日というわけではないので、例えば週1だけ、そこを使うということでしたら、それに合わせてということで、そこまで高いものにならないかと。あと、サポートも、逆に診療所的には、中に我々局員が入るわけにはいきませんので、べったりついているわけではないので、そんな

に大きいものではないので、ここでいっぱいお金を頂こうというよりも、その最低限の部分だけ頂こうというものではございます。

大きな収益になるものではないですけども、一方で、先ほど御意見を頂きましたけれども、やはり価値・魅力という点でいきますと、住民に喜んでいただけるものですので、積極的に取り組んでいきたい。ただ、一方で大きな問題は、遠くまで行かなくて済む、まず、それだけで患者さんが使われるかというところが一番の問題になってくるかと思えます。先ほどの買い物ではないのですけれども、あると便利ではあるのですが、一方でどうしても、まだまだ対面診療に対する期待といいますか、慣れ、また、そちらのほう志向が強いという点があります。

特に郵便局のオンライン診療に向くような地域の高齢の方々は、割とそういうものより、スマホでやればいいという感じではなくて、実際に会うというものを好まれるところ。あと、これまでかかってきたかかりつけのお医者さんもいるということで、どれだけの数の方が希望されるか。その数がもし少ないと、金額としては絶対値としてはあまり大きくないとしても、市町村の皆さんから見たら一人当たりかかり過ぎだねというお話もあったりしまして、今は周南市さんも、非常に多いわけではないのですが、市長さんも含めて、非常に意義は感じていただいている、では、いかに周知するかとか、あと、地域の医療機関と連携する形で、ここにかかっていただく、また、慣れていただくような機会を持とうかというような相談をさせていただいているところでございます。

すみません。長くなりましたが、収益として大きいものではないですけども、非常に意義あるものと考えている。ただ、それに見合うだけの患者さんの確保と言う言い方は適切でないかもしれませんが、かかっていただく。そのためには地域、また、一方では医療機関の皆さんとの連携が大事ですので、一つ一つ丁寧にやっていくということが必要になってくるだろうと思っております。

○藤野局長 ありがとうございます。

○山内委員長 ほかによろしいですか。

それでは、時間になりましたので、いろいろと御説明いただきましてどうもありがとうございました。

(日本郵政株式会社、日本郵便株式会社退室)

○山内委員長 それでは、議事を進めますが、次は「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集の結果について」であります。事務局から「意見募集の結果」、それから「主な意見の概要とそれに対する当委員会の考え方案」について御説明いただきまして、質疑を行いたいというふうに思います。

それでは、15分程度でお願いいたします。

○石村次長 事務局次長の石村でございます。株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集の結果について御説明い

たします。資料287-3-1を御覧ください。

4月25日から5月19日まで実施した意見募集では、163件の御意見を頂きました。内訳は、電子メールで頂いた法人または団体の御意見が9件、うち7件は前回委員会においてヒアリングに参加した団体から、ほか2件は、全国郵便局長会、日本郵政グループ労働組合からでございます。また、e-Govで頂いた御意見が154件。このe-Govというものは行政機関の政策に関する情報等を集めたウェブサイトとして、このサイトを經由して頂いた御意見が154件でございました。

続きまして、方針案に対する主な意見の概要とそれに対する当委員会の考え方について、資料287-3-2を御覧ください。

前回、山内委員長より、意見募集において頂いた主な意見に対する委員会の考え方について、事務局で案の作成を進めるようにとの御指示がございました。これを踏まえて、資料287-3-2のとおり、案を作成いたしました。

案の作成に際しましては、163件の御意見を、内容により、13の項目に分け、意見の概要と、それに対する当委員会の考え方をまとめております。

No. 1～11が団体からの御意見でございます。匿名の御希望はございませんでしたので、御意見に合わせ、団体名を記載しております。No. 12とNo. 13がe-Govからの御意見でございます。e-Govからの御意見は、匿名で同旨意見の件数を記載しております。

なお、頂いた全ての御意見は別紙に記載しておりまして、この別紙も委員会の考え方とともに公表することを考えております。

では、以下、順にポイントを御説明させていただきます。

まず、1ページ目、No. 1は、郵政民営化法が求める配慮義務、すなわち、他の金融機関等との適正な競争関係及び役務の適切な提供と、国会での附帯決議、公正・中立な機関としての運営の確保を求めるコメントでございます。

これに対しては、当委員会の方針案は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が配慮義務に反することがないかを確認する必要がある場合に、速やかに調査審議を行うこととしており、また、国会での附帯決議との関係においても、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公正・中立な機関として届出制を適切に運用していくことを右の委員会の考え方で示してはどうかと考えております。

続きまして、2ページ目でございます。No. 2は、ゆうちょ銀行の新規業務に関し、地域金融システムや地域経済への悪影響を考慮した厳正な検証・監督を行うべきという御意見でございます。

これに対しては、当委員会の方針案では、届出事項に関し、法令を踏まえ、必要な場合に調査審議を行うこととしており、調査審議を行う場合には、さきの配慮義務について検証を行うこととしております。検証の結果、地域金融システムや地域経済への悪影響が生じ得ると判断される場合には、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見の作

成・公表等を行う旨、回答したいと考えております。

続きまして、3 ページ目、No. 3 でございますけれども、必ず調査審議を行い、内閣総理大臣等に対し意見を述べることとすべきという御意見でございます。

当該方針案では、上記同様、法令を踏まえた上で、届出事項に関し、新規業務に当たり、ゆうちょ銀行に課された配慮義務の遵守について確認する必要がある場合に、速やかに調査審議を行うこととしております。また、調査審議の結果、必要があると認めるときは、郵政民営化法推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表することとしておりますので、その旨を示した上で原案を維持することとしてはどうかと考えております。

続きまして、No. 4 でございます。調査審議の実施要否について、その判断理由を個別案件ごとに結果・理由を公表すべきという御意見でございます。

こちらは、前回の佐藤委員からも御質問いただいた点ではございます。調査審議の実施要否の判断理由、調査審議の内容及び結果・理由等は、個別案件ごとに議事録等において公表しております。これまでのかんぽでの運用と異なることはございませんけれども、その旨、方針案に明記することとしてはいかがかと考えております。

No. 5 でございます。業務開始後においても配慮義務の遵守状況等を継続的なモニタリングと検証を行うべきという御意見でございます。

これに対しては、ゆうちょ銀行の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要に応じ、当委員会において確認や検証を行ってまいりたいと回答してはどうかと考えております。

続きまして、4 ページ目、No. 6 のところです。外部からの意見聴取の機会を確保してほしいという御意見でございます。

コメントとしては、繰り返しになりますが、当委員会の方針案では、届出事項に関して、法令で求められている配慮義務の遵守について確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うこととしております。調査審議において、外部の意見を聴取することが適当と判断した場合に、意見聴取を実施することとしている旨、回答してはどうかと考えております。

No. 7、先般、国会に提出された改正法案が成立した場合には、方針案の具体的な運用について再検討すべきという御意見でございます。

これに対しては、議員立法の動きに関し、当委員会として予断をもってコメントすることは控えたい旨、回答したいと考えております。

No. 8 は、案に賛成という賛成意見ではございます。

右側には、当方針案の策定、意見募集の趣旨等について述べ、方針案に沿って、適切に対応してまいる旨、回答したいと考えております。

5 ページ目を御覧ください。No. 9、調査審議の簡素化・迅速化とともに、利用者利便の重視の観点からも、適切に実施され、過度な確認や検証等が行われないよう要望されております。

本方針案では、調査審議が必要な場合、提出書類によることを基本とする簡素な方法で

実施することとし、これまでの認可制における調査審議に比べ、期間を短縮することとしているなど、要望に沿うような形で対応しており、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかの確認を本方針に沿って進めてまいりたい旨、回答することでいかがかと考えております。

続きまして、No. 10、ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持したまま、また経営規模を縮小しないままに、新規業務の実施によるさらなる業容拡大は認められるべきではないという、こちらは御意見ということだと思います。

御意見は承るとして、本方針案は、郵政民営化法の規定を踏まえ、新規業務の届出を受けた際、委員会の調査審議の要否判断など、委員会運営の在り方についての意見募集でございますので、配慮義務等について確認が必要であれば、速やかに調査審議を決定する旨、記載しております。

続きまして、6 ページ目、No. 11、上乗せ規制の撤廃など、自律的な経営を要望されている御意見でございます。

こちらは逆に上乗せ規制の撤廃などの御要望ということでございますが、届出制における委員会の運営方針についての意見募集でございますので、右側のほうには、金融二社に対する上乗せ規制とその解除に係る法令上の規定を記載することで回答することでいかがかと考えております。

No. 12で、これ以降はe-Govを通じて寄せられた御意見でございますが、届出制に移行することに反対、あるいは現時点では慎重な対応が必要などの御意見を頂いております。

これら御意見に対しては、今回の意見募集は法の規定を踏まえ、当委員会において届出制の運用方針を定めるために行ったものであるということを回答してはいかがかと思えます。

最後、7 ページ目でございます。その他、郵政民営化そのもの、あるいは今回の株式売却についての御意見というものをまとめております。

こちらも同様に、今回の意見募集は、郵政民営化や、日本郵政による金融二社の株式処分について意見募集を行っているものではありません。認可制から届出制になることを受け、当委員会において届出制の運用方針をまとめるために行ったものである旨、回答してはいかがかと考えております。

以上が、事務局で整理させていただいた意見の概要と委員会としての考え方案でございますが、本日時点では、日本郵政株式会社の保有するゆうちょ銀行株が2分の1以上売られたという総務大臣への届出がまだ提出されている状況にはございませんので、本日、委員の皆様にご審議いただいた結果を踏まえ、次回以降、方針案の取りまとめを行う際、改めて委員の考え方について御確認いただいた上で成案としたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山内委員長　ありがとうございました。

そういうことで、資料287-3-2でこういう考え方の案をまとめておいていただきましたが、これで意見を言って、それから、また議論して決めるということですか。

○石村次長 プロセスとしてはそうなります。

○山内委員長 そういうことであります。

御意見等があれば御発言いただきたいと思います。

では、関口委員、どうぞ。

○関口委員長代理 今、石村次長から御説明いただきました意見に対する当委員会の考え方を含めて、今回、この考え方を了承するという形で、この考え方で委員会の意見とするということに賛成いたします。

以上です。

○山内委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 私も特にないのですが、基本的には今回は株式処分に伴って自動的に届出制に移行する。その後で届出制の運用がどうなるのかというところなのですが、その運用については前例としてかんぽがありまして、それに倣うような形でほとんどが運営されるということで、特段の疑問等はございません。

ありがとうございます。

○山内委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

これは、郵政関係からは賛成だという意見が出ていますけれども、こういう場合に賛成だという意見は今まで表明してきたのですか。

○石村次長 そうだと思います。

○山内委員長 では、いつもどおりということですね。

○石村次長 はい。

○山内委員長 よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山内委員長 ありがとうございました。

そういうことでございますので、基本的に皆さん、御同意いただいたということでございます。これで今の意見といいますか、特に意見はなかったのですが、事務局でまた考え方案及び方針案について検討いただくということでお願いしたいと思います。

それでは、さきの通常国会で提出された「郵政民営化法等の一部を改正する法律案について」について、事務局から御説明いただきまして、質疑を行いたいというふうに思います。

それでは、全体で20分程度でよろしくお願いいたします。

○藤野局長 では、事務局の藤野でございます。資料はお手元の資料287-4-1から、枝番が

2～5とありますけれども、こちらを御覧いただきたいと思います。

全体を集約しているものが一番最初の資料287-4-1でございますので、これに基づいて御説明させていただきますけれども、後ろの資料287-4-3というものがこの法律案の要綱でして、資料287-4-4が法律案、俗に「改める文」といいますけれども、要するに、これ自体が法律案自体でございます。資料287-4-5は、この法律案では中身が分かりにくいので、これによって改正される法律の現行と改正案を対比したものでございます。資料287-4-5だけで内容として足りないものは、資料287-4-4を見なくてはいけないところは、この改正法自体の附則などの条項はこの新旧対照表には出てきません。それはこちらの資料287-4-4を見ないといけません。そういう関係になってございます。

一番最初の資料287-4-1を御覧いただきたいと思います。この郵政民営化法等の一部を改正する法律案、6月17日にさきの通常国会に向け提出されました。いわゆる議員立法という形で、政府からの法案ではございません。

提出している方々というものが7人の国会議員、全部、衆議院議員でございますけれども、山口俊一議員、上野賢一郎議員、長谷川淳二議員、平沼正二郎議員、尾崎正直議員。この5人の方が自由民主党からでございます。それから、中川康洋議員が公明党、古川元久議員が国民民主党という、この3党から提出されているということでございます。

この法案の扱いにつきましては、6月20日、衆議院の総務委員会に付託されているわけですが、そこからの提案によって、本会議で閉会中審査の対象となるとなっております。これは、こういう閉会中審査の対象とならなければ国会の会期が終わると廃案になってしまうのです。廃案にならないようなことにやっていて、閉会中でも審査できるし、それから、次の国会、恐らく通常ですと臨時国会などが秋になったらやることが多いわけですが、そういうところでの審議の対象になるというような形になっているところでございます。

郵政民営化法等の一部を改正するとなつてございますけれども、具体的には、改正される法律が4つになつてございまして、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、日本郵便株式会社法、それから、郵政管理・支援機構法。その法律を改正するとなつてございます。

主な内容でございますけれども、1枚物の資料287-4-1を御覧いただきますと、柱が3つございまして、基本的には2つなのですけれども、その中の一つは、この法律の中では決め切れていない事項について、政府で引き続き検討してくださいということを言っているものです。

この法律の中で決めているものは、したがって、最初の2つなのですけれども、1番目は郵政三事業、要するに、3つの事業です。郵便、貯金、保険を一体として、ユニバーサルサービスを確保していくための内容となつてございます。

左側が現行、右が改正案ですが、その上から順番に御覧いただきますけれども、1つ目が日本郵政持株会社が保有している金融二社の株式の扱いについてでございます。現在はこの全部処分を目指すとしていて、しかもできる限り早期に処分するとなつてござい

す。

これをどのように改正するかというのは、右側を御覧いただきますと、この全部処分を目指すというところは変わっておりませんが、できるだけ早期の処分ということをやめていまして、当分の間は日本郵政株式会社でこの金融二社の3分の1超の保有をしてくださいというふうな内容でございます。

それから、2つ目の内容ですけれども、また左側の現行のところを御覧いただきますと、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約というものがございます。これはそれぞれ、現在でしたら、ゆうちょ銀行から日本郵便、それから、かんぽ生命から日本郵便に対して、これは窓口業務をやってくださいというふうな、業務を委託する契約の内容となっております。

これについては、現在、総務大臣への届出制となっておりますけれども、これを認可制に改めるというものが今回の改正の内容でございます。処置としましては、この郵便局で行っている銀行窓口業務というものをちゃんと維持できるのかということを総務大臣で判断した上で認可してくださいというふうなことをやっていて、そこに一定の行政庁による審査・判断ということを求めようというふうな内容になってございます。

それから、3つ目ですけれども、これは現行法には規定がないのですが、この日本郵政グループの中で、日本郵政と日本郵便、それから、金融二社との間の協議というものをできるようにする規定となっております。

この協議は何かといいますと、ユニバーサルサービスを確保する責務というものがこの日本郵政、日本郵便にあるわけですが、これを担保するために必要な協議を日本郵政が求めることができるようにするということでございまして、持株会社がそういったイニシアチブなどを取りやすくしようということでございます。さらに、そこには総務大臣による必要な助言ということで、一定の行政庁による介入といいますか、助言も可能なようにしようというふうな内容になってございます。

それから、内容の大きな2つ目でございますが、先ほどの1番目は郵政三事業の話でしたけれども、もう一つの柱は、三事業を超えた、これから新しくやっていく、これまでやってきたものがありますけれども、そういった業務についてのもので、郵便局ネットワークを活用した地域住民の生活支援に関する規定でございます。

これも3つぐらい内容を御紹介してはいますけれども、一番上が、地域住民の利便の増進に資する業務。これは現在でも日本郵便の業務になっているのですが、これは任意業務となっております。日本郵便がやりたかったらやっていいという業務なのです。

これを、右側でございしますが、本来業務にするということで、ここでは法律上、基盤的サービス提供業務というものを新しく定義しておりますけれども、これは国や地方公共団体から郵便局に委託する公共的サービス、それから、それ以外の事業者などから行うような委託の業務。こういったものを含めて基盤的サービス提供業務と言ってございしますが、これも、これを日本郵便の本来業務にすることで、国や自治体等から、日本郵便にこれをや

ってほしいというふうな協議の申出があった場合には、これに応じなければいけない、応諾義務を設けるというふうになってございます。

それから、2つ目でございますけれども、これは現在、現行法にない規定でございますけれども、地域貢献業務というものを、先ほど申し上げた基盤的サービス提供業務と別に定義しまして、日本郵便の努力義務を設ける。そして、地域貢献基金というものを日本郵政でつくって、お金をそこから回せるようにしようというふうなことでございます。

この地域貢献業務といいますのは、先ほどの基盤的サービス提供業務に当たらないわけですが、地域に貢献するものとして、日本郵便以外には実施が困難な業務ということで、基盤的サービスは今、やっている人たちがやっているものを助けましょうということなのですけれども、これはそもそも、やってくれる人がいないようなところを日本郵便にやってもらいましょうというような内容になってございます。

それから、3つ目でございますけれども、これも現在ない規定でございますが、今も申し上げた基盤的サービス提供業務プラス郵便窓口業務について、その費用の一部に充てるような交付金をつくらうということで、こういった業務を支援しようということです。

財源としましては、日本郵政株式の配当金というものを今、株主である政府がもらっているわけですが、それに対する相当額、配当金を政府は受け取らないというふうにしまして、その相当額をこっちに回すということと、国営時代の郵便貯金。これが20年と2か月を過ぎて催告をされても払戻しがなされなかったものについて権利消滅金となるわけなのですけれども、この権利消滅金を充てるというふうな形になってございます。

こういった主な内容がございまして、これにプラスしまして、一番下の黄色っぽいところの表にございまして、これはここの、要するに、今回の法案の中ではこういったことをやろうということは措置を決めていないわけですが、政府において検討して考えてくださいとなってございます。

主に、ここに①②、その下にも①②と、全部で4つございます。そのうちの最初の①②、一番上のほうですが、これは郵政民営化委員会で検証した上で、政府で検討した内容になってございます。その内容は、一番最初に御紹介した金融二社の株式保有について、今回見直しを行う法案になってございますけれども、これを当分の間というものも言っていますけれども、それをどこまで続けていくのかを検証しましょうということが①でございます。

それから、②は、金融二社について、業法に加えた規制というものを郵政民営化法で設けてございますけれども、この上乗せ規制についてどうするのか。こういった在り方について、郵政民営化委員会で3年ごとの検証というものを郵政民営化の進捗についてやっていただけていますし、これからもやることになるわけですが、この検証の際に、この検証を併せて検証して、そして、政府で検討するとなってございます。

それ以外の2つがその次のポツのところの①②でございまして、これは検討すべきだとされたところの名宛て人が政府になってございます。施行後2年、この法案が成立してか

ら施行されて2年を目途として、2つについて検討ということで、一つは、日本郵政と日本郵便の合併を含めた、日本郵政グループの組織の在り方について検討すること。

2つ目、郵便事業自体についての安定的・持続的な運営をちゃんと確保していけるのかというふうなことを、その方策について検討するとなつてございます。場合によっては、郵政民営化についても何か意見を聞かれることはあるかもしれませんが、まずは政府、特に総務省を中心として、ここは検討するとなつてございます。

若干駆け足になったところがございますけれども、内容は以上でございます。

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただいた内容について、必要であれば、ほかの資料も参考にしつつ、いろいろ議論したいと思いますが、いかがでありましょうか。

どうぞ。

○横前委員 1つ教えていただきたいのですが、今、説明してくれたのですが、郵政民営化法の三事業ですね。その銀行窓口業務契約とか、総務大臣への届出から総務大臣の認可にという話で、これはその先にあるものは何を考えているのですか。

○藤野局長 これは端的に言うと、例えばですけれども、銀行窓口業務契約の内容を大きく変えるとか、あるいは廃止するとなった場合にも、届出を受けるだけなので、総務大臣はそれはそれで受けるしかないわけです。内容によっては、これだとユニバーサルサービスの提供が確保できていないのではないかとかという場合には、そこを認可しないとかという判断ができるというふうにするということです。

○横前委員 分かりました。ありがとうございました。

○山内委員長 佐藤さん、どうぞ。

○佐藤委員 ちょっと確認といいますか、いくつか分からないことがあるので教えていただきたいのですが、例えば公共的サービス提供の改正案の「2. 郵便局ネットワークの活用による地域住民の生活の支援」のところに、公共的サービスを本来業務にしたりとか、あるいは日本郵便における地域貢献業務を努力義務にしたりとかというところは、やはり収益としては国や自治体からの業務だったらお金はもらえるのかもしれないのですが、その下の地域貢献業務などは、まさに収益としてはマイナスの事業だとしても努力義務としてやるべきであるという考え方なのですかというのが一点。

その下の地域貢献基金というものは何ですか。

あとは、その下の3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際に、①と②を検討しろということで、これは例えば3年検証のときに①②の見直しをかけるべきだというふうな結論を検証でつくったら、その後で必ず変わるのですかということを教えていただきたいと思いました。

○藤野局長 3つぐらい御質問があったのかなと思いますけれども、最初のところですが、基盤的サービス提供業務については、これまでは、端的に言うと、日本郵便はやる気がなかったものでやらなくてよかったわけです。何かやってくださいと言われても、別に答えな

くてはいけないという義務はなかったわけです。これが、法が改正されると一応、ちゃんと話を聞いて、では、幾らもらえますということを含めて、これをやらなければいけない。

その場合に、コストが全然賄えませんかという場合には、これはやらなければいけないわけではないですけれども、地域貢献業務については少なくとも、それをやるように努力をしましょうとなっているのと、それから、協議はちゃんと応諾しなければいけないので、これはやるものですとやって、みんな喜ぶますというようなものは断りにくくなっているみたいです。そういうふうな規定にした。

2つ目は基金の関係ですが、これは地域貢献業務とやるからには、ちゃんと資金的な裏づけをつくりましょうということだと思いますが、日本郵政において株式の持っている、金融二社の株式の売却などをやってきていますけれども、その売却益です。そこでもうかった部分については、こちらを入れておきましょうということで、この地域貢献業務を単純に努力義務を設けただけではなくて、やりやすいような措置も少しはつくりましたということだと思います。

3つ目ですけれども、3年ごと検証の関係ですが、この3分の1超保有義務について見直そうとすれば、これは今回、この改正法案が成立したとして、改正されてしまった場合には、改めて、この3分の1超保有義務の規定を削らなければ続いてしまうわけですので、もしこれを見直そうとなったら、やめようとなった場合には法改正をしなければいけませんし、別の形にしましょうという場合にも法改正が要るでしょう。引き続き、やりましょう、この3分の1超保有義務を続けて置きましょうという場合は法改正しなくてもいいでしょうということで、検証結果によっては法改正になってくるでしょうということです。

それから、上乗せ規制については、これは法改正するという可能性もあるでしょうし、限度額については政令で規定していますから、政令改正をしてくださいということになるかもしれません。あるいは検討したけれども、上乗せ規制は今のものでいいのではないかなれば何もなくていいとなると思います。これも結局、検討結果によってやると思いますけれども、法改正だけではなくて、政令改正による対応の仕方もあるというものが違っているところです。

○佐藤委員　ありがとうございました。分かりました。

○山内委員長　ほかによろしいですか。

これは今のところで、今度の改正案が通ると、3分の1超保有義務が一応かかります。それで、今の話だと、それを逆に戻すとか、そういう場合には、ここで検討して、検証に乗せて、やはりもう要らないのではないかなんとか、そういうことになるわけですか。

○藤野局長　そうです。3分の1超保有義務については、当分の間、設けるとなっていますが、当分の間とはいつまでかというのはあるのですけれども、例えば3年ぐらいたったらやらなくていいではないかという場合には、そういう結論が出れば、3年たったらここは消えるような形の法改正が要ります。

○山内委員長　だから、その場合は3年検証でやればいいということですね。3年ごとの

検討するというのは、検証というわけではないですか。やはり検証の際ですか。

○藤野局長　そうです。

○山内委員長　それで、実態的に言うと、仮に臨時国会で通ったとして、こういうものがありました。それで、我々の3年検証というものは来年度の終わりですね。

○藤野局長　来年度の終わりです。

○山内委員長　ということは、そこでも一応、これはアイテムになることはなるのですね。

○藤野局長　なります。

○山内委員長　それで、下の上乗せ規制の話はなるのですね。

○藤野局長　両方なります。

この株式の保有義務というものは、法律上、当分の間と書きますけれども、当分の間が過ぎたら自動的に消えるのではないのです。ちゃんと法改正しないと消えないのです。100年たっても、当分の間は残ってしまうのです。

○山内委員長　だけれども、来年の秋に法案が通って、その次の3年検証で要らないからやめましようとは言わないわけですね。

○藤野局長　いえ、それはちゃんと理由があればと思います。

○山内委員長　結構、ポリティカルになってしまうのですね。

上乗せ規制の話は、これである意味では、さっきのいろいろなところで日本郵政に対する公的な関与が強まるわけですか。

上乗せ規制というものが外れて、全体的に今回の法律によって、今までは完全民営化で早くやりましようというものが基調だったけれども、そうは言わずに、少し3分の1、日本郵政が持ちましようとかということを考えたり、あるいはさっきの銀行窓口の届出から認可にするとか、そういうことを考えると、基本的には公的な関与というものは強まる方向で法改正がなされると考えていいのですか。

○藤野局長　株式の保有自体は公的な関与というものはあるのだと思いますけれども、3分の1超どころか、今、やっと半分を切ったぐらいなので、まだ売る余地はあるわけですので、そこを禁止しているわけではありません。

あとは、当分の間を過ぎて、でも、どれを当分の間と見るかですけれども、全部処分を目指すこと自体は変わっていないので、どこかの時点では何らかの形でこの当分の間というものが終わって、全部処分をまた続けていくのですということは想定しているのだと思いますから、それまでの間にちゃんと三事業としてのユニバーサルサービスはちゃんと確保する道をちゃんと作ってくださいという意味だと思います。それをちゃんと何らかの形でつくれば、やはり株式処分は続けていくことだと思います。

○山内委員長　今までの上乗せ規制の緩和というものは、基本的にだんだんと株式の売却が進んで、通常の民間会社に近づいてきたので、それはさっきの議論の2分の1以下になるので、そういうことで規制を緩めましようということなのですね。

○藤野局長　上乗せ規制の見直しは、実はこれまでそんなにいっぱいやっていなくて、前

回やったのが限度額関係です。平成24年から検討して、平成28年、平成30年ですけれども、そのときの考え方は、株式の売却処分によって市場の規律というものが入ってきているというところを見て、それでその分、上乗せ規制というものを緩めていいのではないかとというふうな発想が一番中心だったと思いますから、それは考え方の大きなアイテムになると思います。

○山内委員長 さっきおっしゃったけれども、3分の1までは保有したけれども、今でも3分の1は持っているわけだから、これからも株式を売ということはできるけれども、方向的には、やはり今までも言ったように、なるべく早くにというものはなくなってしまったわけですから、そういった通常の企業になるのだとか、通常の企業になるスピードとか、そういうものが減退したと考えてもいいのではないかと思うのですけれども、それはそうではないのですか。

○藤野局長 あまりそこを強く考えなくてもいいとは思いますが、3分の1超保有義務を設けたというのは結局、ユニバーサルサービスがちゃんと確保できるかというもののポストが見えていない。やはりユニバーサルサービスを確保した上で全額処分と言っているのは、ユニバーサルサービスをちゃんと確保できるというものは今、見えていないのではないかと。売却したということを行っている。

○山内委員長 そういう考えで3分の1がありますということですね。

○藤野局長 そうです。

○山内委員長 だから、言いたいのは、今までは民営化の速度がどんどん来て、進展しました。だから、上乗せ規制も若干緩和していきましょう。こういう論理だったけれども、その論理がこれから使えるのか使えないのかということなのです。

○藤野局長 前回の見直しがちょっと前なので、そこからの進展度合いで見てもいいと思います。

○山内委員長 ただ、前回で1,300万円、預入限度額を緩和したのですでしたか。

○藤野局長 そうです。

○山内委員長 でも、ああいうケースだと、やはり民間企業との競争関係とかというものを考えると、民間に近づいたから、それはそういうことだと思えるのですけれども、そうだとすると、金融二社の上乗せ規制の在り方について、多分、法案提出者はなるべく緩めてちょうだいと思っているのだと思うのですけれども、そういうふうに論理がすぐに通るのかなと。

○藤野局長 そこを通るのかどうかというものを検証するのだと思います。

○山内委員長 だから、それをどう検証するのかということでしょう。

○藤野局長 そこは事実関係などをいろいろ見てやるように。

○山内委員長 多分、来年の今ぐらいには一応、こういうことを議論しませんといけませんねというところになっていてということですね。

どうぞ。

○関口委員長代理 政府において検討することとされているところの政府の検討事項で日本郵政と日本郵便の合併という記述があって、これが何でなのかがよく分からなくて、新聞記事がほとんどの情報源で、全特に配慮して書いたのだみたいなことが書いてあるのですけれども、日本郵便はもともと100%子会社で、N T Tグループがドコモやデータを上場廃止までさせて完全子会社化するというのは、経営の自由度を確保したいとか、幾つか理由はちゃんと分かるのですけれども、もともと100%子会社だった日本郵便を日本郵政が吸収合併する理由とは何なのだろうというのがよく分からないのですけれども、教えてください。

○藤野局長 私も、これはこういう理由ですと断定できるあれはあるわけではないのですけれども、先生がおっしゃったように、日本郵便は日本郵政の100%子会社です。おまけに日本郵政は特殊会社ですけれども、その日本郵政株式会社の会社としての目的というものは、まさに日本郵便のためにある会社ということになっているので、そういうことからすると、では、何で合併しなくてはいけないのだという議論は確かにあるわけですが、他方で、会社が分かれていることによって、日本郵便にいる人たちは、中には必ずしも日本郵政が日本郵便のことばかり考えてくれているわけではないではないかと思っている人もいます。

それはどれぐらい本当なのかということも含めて、それから守らなければいけない議論なのかとかというものはあると思いますけれども、そういったことを考えていて、特に金融二社が日本郵政にぶら下がっていますね。子会社は自分だけではないわけです。ほかにもいるわけです。そことの関係において、必ずしも日本郵便側の場にちゃんとサポートしてくれていないではないかとかと思ったりしている人はいる。

それは、合併するのが解決手段なのか、あるいは解決手段かもしれないけれども、ほかにもっといい方法があるのかというものはあり得ると思います。そこも含めて、これも検討して結論を出すのだと思います。まさにそこが、結論が出なかったからこのように政府に検討を投げてきているので。

○関口委員長代理 ありがとうございます。

○山内委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。いずれ、我々もこういう議論をしなければいけないということで、覚悟しておいていただいて、そういう議題を出しました。

今日の議題は以上で終わりということでよろしいですか。

ありがとうございます。以上で本日の議題は終了ということで、事務局から何かございますか。

○岡本次長 次回の郵政民営化委員会の開催については、別途御連絡させていただきます。

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の「郵政民営化委員会」を閉会といたします。

後ほど、私から記者会見を行うことになっております。

どうもありがとうございました。

以上